

医科点数表の解釈

平成26年4月版

Web追補 No.9 (平成27年4月号)

平成 27 年 4 月 6 日作成

- 以下の省令・告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成27年3月13日 厚生労働省告示第57号 (平成27年4月1日適用)
 - 平成27年3月13日 保医発0313第2号 (平成27年4月1日適用)
 - 平成27年3月24日 厚生労働省告示第113号 (平成27年3月25日適用)
 - 平成27年3月27日 保医発0327第11号
 - 平成27年3月31日 厚生労働省令第57号 (平成27年4月1日施行)
 - 平成27年3月31日 厚生労働省告示第193号 (平成27年4月1日適用)
 - 平成27年3月31日 厚生労働省告示第195号 (平成27年4月1日適用)
 - 平成27年3月31日 厚生労働省告示第208号 (平成27年4月1日適用)
 - 平成27年3月31日 保医発0331第1号 (平成27年4月1日適用)
- A218地域加算 (124頁参照) については、平成27年3月27日保医発0327第11号において、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、平成27年4月1日より施行されるようですが、平成27年4月1日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとされています。
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html
- 「疑義解釈資料の送付について (その13)」(平成27年3月30日医療課事務連絡) が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
351	右	下から26行目	同法第8条の2第2項	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正前の介護保険法 (以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第2項
351	右	下から26～25行目	同条第3項	介護保険法第8条の2第2項
351	右	下から25行目	同条第7項	医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第8条の2第7項
351	右	下から24行目	同条第11項	介護保険法第8条の2第9項
351	右	下から20～19行目	同法第8条の2第9項	同法第8条の2第7項
351	右	下から12行目	介護保険法	介護保険法第115条の45第1項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者又は医療介護総合確保推進法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法
351	右	下から11行目	又は	若しくは
352	右	下から11行目	(最終改正; 平26. 3. 5 厚生労働省告示第59号)	(最終改正; 平27. 3. 31 厚生労働省告示第195号)
405	右	上から13～14行目	膵癌におけるK-ras遺伝子検査	膵癌におけるK-ras遺伝子検査, 大腸癌におけるRAS遺伝子検査
405	右	下から14行目	[次行に追加]	(平27. 3. 31 保医発 0331 1)

頁	欄	行	変更前	変更後
405			[D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)を準用する項目として追加]	◇ RAS遺伝子検査 ア RAS遺伝子検査は、D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査には、「(悪性腫瘍遺伝子検査について)」の(1)から(3)の規定を適用する。 ㊦ (平27. 3. 31 保医発 0331 1)
412			[D006-9WT 1 mRNAを準用する項目として追加]	◇ Major BCR-ABL mRNA I S ア Major BCR-ABL mRNA I Sは、D006-9WT 1 mRNAの所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。 ㊦ (平27. 3. 31 保医発 0331 1)
763	右		[K508気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)の右欄として追加]	(気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)について) (1) 気管支熱形成術(気管支サーモプラステイ)を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。 ㊦ (平27. 3. 13 保医発 0313 2) (2) 気管支ファイバースコーピーに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ㊦ (平27. 3. 13 保医発 0313 2)
985	—	上から4行目	(最終改正;平成26年12月26日 厚生労働省告示第498号) [黄色網かけはWeb追補No. 6にて改正済み]	(最終改正;平成27年3月13日 厚生労働省告示第57号)
1010	—	上から6行目	184 仙骨神経刺激装置 991,000円 185 オープン型ステントグラフト 1,090,000円 [編注;薬事法承認番号が22600BZX00033000のものについては、平成26年7月1日から平成28年3月31日まで1,140,000円] [黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み]	184 仙骨神経刺激装置 991,000円 185 オープン型ステントグラフト 1,090,000円 [編注;薬事法承認番号が22600BZX00033000のものについては、平成26年7月1日から平成28年3月31日まで1,140,000円] 186 気管支手術用カテーテル 323,000円
1018	—	上から3行目	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正;平26. 9. 30 保医発 0930 6) [黄色網かけはWeb追補No. 4にて追加済み]	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正;平27. 3. 13 保医発 0313 2)
1032	右	下から13行目	[次行に追加]	(101) 気管支手術用カテーテル ア 気管支手術用カテーテルを用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。 イ 気管支手術用カテーテルは以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に限り算定できる。 a 18歳以上の患者 b 高用量の吸入ステロイド薬及び長時間作用性 β_2 刺激薬の使用により、喘息症状のコントロールが不十分又は不良である患者 c 気管支鏡による手技が可能な患者 ウ 気管支手術用カテーテルは1回の手術につき、1本を限度として算定できる。また、同一患者につき3本を限度として算定できる。

頁	欄	行	変更前	変更後
				エ 気管支手術用カテーテルの算定に当たっては、当該材料を使用した患者について、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。
1069	—	上から 7 行目	(最終改正;平成 26 年 7 月 30 日 厚生労働省令第 87 号) 〔黄色網かけはWeb追補 No. 5にて改正済み〕	(最終改正;平成 27 年 3 月 31 日 厚生労働省令第 57 号)
1071	—	下から 6 行目	同法第 8 条の 2 第 4 項	同法第 8 条の 2 第 3 項
1108	—	上から 5 行目	(最終改正;平成26年12月11日 厚生労働省告示第468号) 〔黄色網かけはWeb追補No.5にて改正済み〕	(最終改正;平成27年3月24日 厚生労働省告示第113号)
1110	—	下から16行目	別表第 2 に記載されている医薬品を、同年 10 月 1 日以降においては別表第 4 に記載されている医薬品を 〔黄色網かけはWeb追補No.5にて改正済み〕	別表第 2 に記載されている医薬品を、同年 10 月 1 日以降においては別表第 4 に記載されている医薬品を、平成28年4月1日以降においては別表第 7 に記載されている医薬品を
1110	—	下から15行目	別表第 3 に記載されている医薬品 (同年 4 月 1 日以降においては、別表第 5 に記載されている医薬品を、同年 10 月 1 日以降においては別表第 6 に記載されている医薬品を除く。) 〔黄色網かけはWeb追補No.5にて改正済み〕	別表第 3 に記載されている医薬品 (平成27年4月1日以降においては別表第 5 に記載されている医薬品を、同年 10 月 1 日以降においては別表第 6 に記載されている医薬品を除く。)
1111	—	下から 23~22 行目	ザクラス配合錠HD、ザクラス配合錠LD及びコムプレラ配合錠 〔黄色網かけはWeb追補No.5にて改正済み〕	ザクラス配合錠HD、ザクラス配合錠LD、コムプレラ配合錠及びトリメク配合錠
1112	—	下から 1 行目	別表第 6 〔黄色網かけはWeb追補No.5にて改正済み〕	別表第 7
1128	〔頁の最後に以下のように加える。〕 東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 2 条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件 (平成27年3月31日 厚生労働省告示第208号) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養 (平成18年厚生労働省告示第495号) 第 2 条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等 (平成18年厚生労働省告示第498号) 第九号に掲げる者のほか、平成27年9月30日までの間、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、同年 4 月 1 日から適用する。			
1469	—	上から 9 行目	(最終改正;平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号) 〔黄色網かけはWeb追補No.6にて改正済み〕	(最終改正;平成27年3月31日 厚生労働省告示第195号)
1479	—	上から15行目	同法第 8 条の 2 第 2 項	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第 5 条の規定による改正前の介護保険法 (以下「旧介護保険法」という。)第 8 条の 2 第 2 項
1479	—	上から16行目	同条第 3 項	介護保険法第 8 条の 2 第 2 項
1479	—	上から16行目	同条第 7 項	医療介護総合確保推進法附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第 8 条の 2 第 7 項
1479	—	上から16行目	同条第11項	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項

頁	欄	行	変更前	変更後
1479	—	上から19行目	同法第8条の2第9項	同法第8条の2第7項
1479	—	上から23行目	介護保険法	介護保険法第115条の45第1項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者又は医療介護総合確保推進法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法
1479	—	上から23行目	又は	若しくは
1483	—	下から22～21行目	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律
1483	—	下から21行目	第4条第1項	第3条の2
1744	—	上から3行目	(最終改正;平成26年3月26日 厚生労働省告示第113号)	(最終改正;平成27年3月31日 厚生労働省告示第195号)
1748	—	下から18行目	法第8条の2第9項	法第8条の2第7項
1748	—	下から15行目	法第8条の2第10項	法第8条の2第8項
1750	—	下から14行目	法第8条の2第6項	法第8条の2第5項
1750	—	下から4行目	法第8条の2第10項	法第8条の2第8項